

池田町立美術館、池田町創造館指定管理者募集要項

池田町立美術館（以下、「美術館」という。）及び池田町創造館（以下、「創造館」という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定及び、池田町の公の施設の指定管理者の指定手続きに関する条例（平成 17 年池田町条例第 15 号）の規定により、指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

（１）池田町立美術館

- ① 名 称 池田町立美術館
- ② 所 在 地 長野県北安曇郡池田町大字会染 7782 番地
- ③ 施設の沿革 平成 6 年 4 月 26 日開館 登録博物館
- ④ 施設の概要
 - ・敷地面積 5,980.34 m²
 - ・延床面積 2,550.41 m²
 - ・構 造 鉄筋コンクリート造地上 2 階

（２）池田町創造館

- ① 名 称 池田町創造館
- ② 所 在 地 長野県北安曇郡池田町大字会染 7770 番地
- ③ 施設の沿革 平成 11 年 1 月 15 日開館
- ④ 施設の概要
 - ・敷地面積 5475.40 m²
 - ・延床面積 1,073.93 m²
 - ・構 造 鉄筋コンクリート造地上 1 階地下 1 階

2 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（3 年間）

3 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

指定管理者は、池田町立美術館及び池田町創造館を一括で管理することとする。

（１）池田町立美術館

- ① 池田町立美術館条例（以下「美術館条例」という。）第 7 条に規定する業務。
- ② その他、別紙「池田町立美術館及び池田町創造館指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおり。なお、2 階は空調機器が故障しています。
- ③ 休館日 池田町立美術館規則（以下「美術館規則」という。）第 2 条に規定するとおり。なお、指定管理者が、サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、池田町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て変更することができる。経費縮減の観点から冬期間 12 月から 3 月までは休館とすること、令和 8 年度から令和 10 年度までの冬期休館中に空調・照明等の修繕を実施予定であることを考慮

した年間計画を定めること。

- ④ 開館時間 美術館規則第 3 条に規定するとおり。

なお、指定管理者が、サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、教育委員会の承認を得て変更することができる。

(2) 池田町創造館

- ① 池田町創造館条例（以下「創造館条例」という。）第 5 条に掲げる業務。
② その他、別紙仕様書に定めるとおり。
③ 開館時間及び休館日 創造館条例第 6 条に規定するとおり。なお、指定管理者が、サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、池田町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て変更することができる。

(3) 共通事項

- ① 関係法令及び条例・規則の規定を遵守すること。
② 業務に関連して取得した利用者等の個人情報保護を徹底すること。

4 指定管理料

町が指定管理期間中に支払う各年度の指定管理料上限額は、下表のとおりです。

応募にあたり、事業計画書（収支予算書）における各年度の指定管理料は、下表の指定管理料限度額を下回る額での提案を求めます。

年 度	指定管理料上限額 (消費税及び地方消費税含む)	備 考
令和 8 年度	28,700 千円	(内訳) 美術館 23,700 千円 創造館 5,000 千円
令和 9 年度	28,200 千円	(内訳) 美術館 23,200 千円 創造館 5,000 千円
令和 10 年度	27,700 千円	(内訳) 美術館 22,700 千円 創造館 5,000 千円

指定管理料上限額には光熱水費は含みません。ただし、光熱水費年間使用量上限については、指定管理者と町が協議した上で、毎年度の予算編成において確定します。

実際に支払われる指定管理料は、必ずしも指定管理者が応募時に提示した額ではなく、これを上限として、指定管理者と町が協議した上で、毎年度の予算編成において確定します。

5 利用料金等

利用料金は、指定管理者が、美術館条例第 9 条から 11 条及び創造館条例第 8 条に規定する観覧料及び施設使用料の金額の範囲内において、美術館の入館者及び創造館の利用者から徴収することとします。徴収した利用料金及び自らが企画・実施する各事業の収入や、

業務遂行に附帯して生じるその他の収入については、指定管理者の収入とすることができ
るものとします。

なお、隣接する池田町クラフトパーク及びパターゴルフ場の受付及び料金徴収も指定管
理業務に含むものとしますが、収入は指定管理者ではなく町の歳入とします。

6 応募者の参加資格要件等

(1) 応募資格

法人その他の団体（法人格は不問、個人での応募は不可）で、次の要件を全て満たし、
安定して管理を行うことができる物的能力及び人的能力を有する者。

- ①美術館及び創造館の管理運営業務を円滑に、かつ、安定して遂行できる能力を有してい
ること
- ②国税及び地方税等について滞納がないこと
- ③地方自治法施行令第167条の4の規定により池田町における一般競争入札等の参加
を制限されてないこと
- ④会社更生法第17条又は民事再生法第21条の規定による手続きをしている者でない
こと
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第
2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと及び暴
力団対策法第2条第6項に規定する暴力団員が属していないこと

(2) 欠格事項

申請者が次の要件に該当する場合は、その者を選定審査の対象から除外する。

- ①複数の事業計画書を提出した場合
- ②申請者及び申請者の代理人又はそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った
場合、若しくは選定審査会委員に個別に接触した場合
- ③申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ④申請書類提出期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ⑤その他不正な行為があった場合

7 応募手続き

(1) 募集要項の配布

- ①配布期間：令和7年8月19日（火）から令和7年8月31日（日）まで
午前8時30分から午後5時15分まで
- ②配布場所：池田町交流センター（池田町教育委員会生涯学習課生涯学習係）
〒399-8601 長野県北安曇郡池田町大字池田 3336-1
TEL：0261-62-2058 FAX：0261-62-6616
電子メール：gakushuu@town.ikeda.nagano.jp
※池田町ホームページからは配布期間中ダウンロードできます

(2) 施設見学会の開催

施設の見学会を以下のとおり開催します

- ①日 時 令和7年9月3日（水） 午後2時30分から

②集合場所 池田町立美術館

③申込方法 令和 7 年 9 月 1 日（月）までに、

電話・ファクシミリ又は電子メールにより生涯学習係にお申し込みください。

（3）募集に関する質問と回答

①受付期間 令和 7 年 8 月 25 日（月）から 9 月 12 日（金）

②受付方法 生涯学習係あて電子メールにより提出してください（電話での質問は受け付けません）（様式は任意）。

②回答方法 令和 7 年 9 月 22 日（月）までに、メールにより一斉回答します。

8 応募書類の提出

（1）提出期間及び提出先

①提出期間 令和 7 年 9 月 1 日（月）から令和 7 年 9 月 30 日（火）まで

（ただし土・日・祝日を除く）午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

②提出先 池田町交流センター（池田町教育委員会生涯学習課生涯学習係）

※郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後 5 時までに必着のこと。

※ファクシミリ・電子メールによる提出は受け付けません。

（2）提出書類

次の書類（ページを付したもの）正本 1 部及び副本 10 部（そのうち 1 部は製本をしないもの）を提出してください。副本は、正本を複写して作成して差し支えありません。

①指定申請書（様式第 1 号）

②事業計画書（様式第 2 号、職員の配置については別様とし、氏名・経歴等が判るものを記載）

③自主事業計画書（任意様式、指定期間中の企画展、講座、ワークショップ等の自主事業計画について記載）

④収支予算書（任意様式、指定期間中の年度ごとに作成）

⑤定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類するものの写し）

⑥団体の現年度の事業に係る収支予算書及び事業計画書並びに前年度の事業に係る収支決算書及び事業報告書

⑦「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のないことを証明する納税証明書又は非課税証明書

⑧指定管理者の指定についての応募資格を満たしていることを説明した申立書（任意様式）

⑨その他教育委員会が必要と認める書類

（3）留意事項

①応募書類のほかに、必要に応じて、追加資料の提出を依頼することがあります。

②応募書類及び追加資料は、返却しません。

③応募書類及び追加資料は、池田町情報公開条例に基づき公開することがあります。

ただし、公開することにより申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は、同条例第 6 条第 4 号の規定により不開示となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書によ

り申し出るようお願いします。

④受付期間終了後における応募書類及び追加資料の再提出又は差替えは認めません。

⑤応募書類の作成並びに提出に要する費用は、すべて応募する法人等の負担とします。

9 選定方法

(1) 審査方法

審査は、選定審査会が次の審査項目について書類審査及び面接審査を実施し、総合的に判断し、審査結果を教育委員会に報告するものとします。

面接審査の開催日時、実施方法等は、別途通知します。

なお、審査会に先立ち提案内容の実現性等について担当課よりヒアリングを行います。

(2) 審査項目

審査は、事業計画書・自主事業計画書・収支予算書において提案された次の審査項目について行います。

なお、今回の募集にあたり特に重視する点として、⑬事業計画においては、入館者数や企画展実施だけでなく、「社会教育施設」として何ができるかについても審査の対象とします。美術館収蔵作家の「調査・研究」、「子どもたちへの教育・普及」についての具体的な提案も必ず含めてください。

①事業方針について

②施設管理方針について

③中長期的な施設管理計画について

④個人情報保護について

⑤利用者の要望対応等について

⑥緊急時の対策、防犯・防災対策について

⑦事故防止について

⑧地域及び他の施設との連携について

⑨職員配置・確保策について

⑩職員会議・研修について

⑪経理及び備品の管理について

⑫効率的な運営について

⑬事業計画における目標値及び目標達成のための具体的施策について

⑭指定管理料の積算根拠について

⑮経費節減計画について

※別紙仕様書で示した考え方や趣旨については十分考慮し、一層の来館者サービスの向上を図るとともに、より効果的・効率的な運営を実現するための方策等は、事業計画書又は自主事業計画書に反映させてください。

(3) 候補者の選定

町は、選定審査会の結果を受け、その結果を応募したすべてに通知します。

なお、審査の結果について町ホームページにて公表します。

10 指定管理者候補者選定後の手続き等

(1) 指定管理者の指定

選定審査会による指定管理者候補者を、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとします。

なお、議会の議決を得られない場合は、候補者を指定管理者として指定できません。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定後、教育委員会と指定管理者は、管理運営業務を実施するうえで必要な詳細事項について協議し、これに基づき指定期間中の包括的な事項を定めた基本協定及び各年度の実施事項を定めた年度協定を締結するものとします。

(3) 協定に定める事項

- ①事業計画に関する事項
- ②管理業務の詳細事項
- ③指定管理料に関する事項
- ④管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ⑤事業報告及び事業評価に関する事項

(4) 住民説明会の実施

指定管理者の指定後、事業開始前に、住民への管理方針の説明と意見を聴く場を設けるものとします。

11 スケジュール（諸事情により審査会以後の日程が変更になる場合があります）

募集要項等の配布	令和7年8月19日（火）～8月31日（日）
施設見学会の開催	令和7年9月3日（水） 午後2時30分から
質問の受付	令和7年8月25日（月）～9月12日（金）
申請の受付	令和7年9月1日（月）～9月30日（火）
ヒアリング	令和7年9月30日（火）～10月中旬
審査会	令和7年10月中旬 審査会の日時については、申込者に別途通知します
審査結果の通知	令和7年10月中旬
指定管理者の指定	令和7年11月（議会議決後）
協定の締結	令和7年11月
引継ぎ	令和7年11月～令和8年3月
管理運営開始	令和8年4月1日

12 問合せ及び申請書類提出先

池田町交流センター（池田町教育委員会生涯学習課生涯学習係）

〒399-8601 長野県北安曇郡池田町大字池田 3336-1

TEL：0261-62-2058 FAX：0261-62-6616

電子メール：gakushuu@town.ikedamachi.net

池田町ホームページ http://www.ikedamachi.net/soshiki/17-1-0-0-0_1.html

担当：廣田和也

13 添付書類

(1) 池田町立美術館及び池田町創造館指定管理者業務仕様書

(2) 申請様式

①指定申請書（様式第1号）

②事業計画書（様式第2号）

(3) 参考資料

①美術館・創造館決算資料

②池田町立美術館施設平面図

③池田町創造館施設平面図

④池田町立美術館条例

⑤池田町立美術館規則

⑥池田町創造館条例

⑦池田町創造館管理規則

⑧池田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

⑨池田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

⑩池田町教育委員会が所管する池田町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則